

浄化槽工事に関する契約書

設置者

住 所

氏 名

様

私は、あなたが桐生市浄化槽設置整備事業による補助金の交付を行った下記の浄化槽設置工事に関し、引渡し後瑕疵が発見されたときは、信義を守り誠実に履行することを契約します。

記

1 設置工事場所

2 浄化槽の形式・名称

3 浄化槽の認定番号

処理対象人員

人槽

第1 浄化槽法第4条第3項及び関係法令の規定による技術士の基準に適合しないと認められたときは、速やかに補修する。

第2 浄化槽法第7条の規定により、水質に関する検査を受け、その結果浄化槽工事について改善の指摘を受けたときには、その瑕疵の補修又は補修に代わる損害賠償の請求に誠意を持って対処する。

ただし、改善の指摘が設置者の責に帰すべき事由に基づくものである場合は、設置者において処置するものとする。

第3 瑕疵の補修又は損害賠償の請求は引渡し後2年以内とする。

第4 上記に規定するもののほか、疑義が生じたときは、対等の立場で信義を守り誠意をもって協議する。

年 月 日

施工者

住 所

氏 名

印